

～保険代理店に求められるRMの知識～

16

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本として法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進する兼業代理店。現在は全国に19の拠点をもち、損害保険約22億、生命保険約23億の取扱額を誇る。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第16回 5.プロセス(プロセスの概要)

今回よりISO31000の「5. プロセス」という段階に入っていきます。「枠組み」で構築された全社的なマネジメントの仕組みの中で如何にして適切なリスクアセスメントを通して効果的かつ効率的なリスク対策を実施していくかがこのプロセスの目的となります。以下に現場レベルにおいて実践される「リスクマネジメントプロセス」の概要について説明させていただきます。

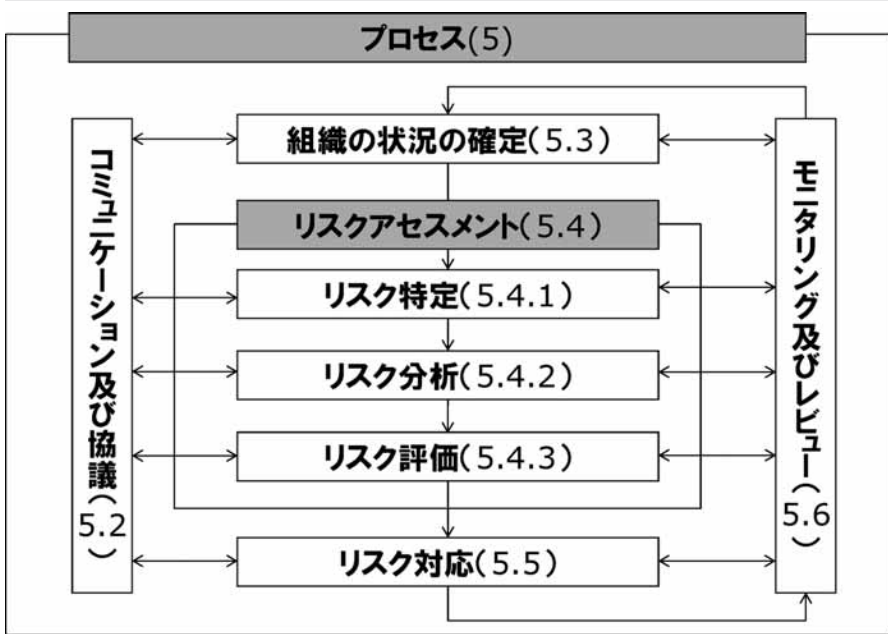
5.1 一般

リスクマネジメントプロセスは「組織の運用管理の不可欠な部分」であり、「組織の文化及び実務の中に組み込まれている」ものであり、「組織の事業プロセスに合わせて作られている」ものとされています。組織のあらゆる活動にはリスクが伴っていますが、組織の文化や実務は事業毎に様々であるため、それぞれの事業プロセスに応じた組織に特有のリスクマネジメントでなければ有効性を発揮できないと考えられるからです。

1 リスクマネジメントプロセスの全体像

リスクマネジメントプロセスは組織の実務及びプロセスの一部として、組織の階層及び部門のすべてにおいて、リスクマネジメント計画に従って、以下のステップで実践して行きます。

図1：リスクマネジメントプロセス



5.2 コミュニケーション及び協議

コミュニケーション及び協議とは、ステークホルダ(従業員含む)とリスクの運用管理についての情報の提供、共有または取得を行うことであり、ステークホルダとの対話を行うために、組織が継続的に及び繰り返し行うコミュニケーションのことを指します。

5.3 組織の状況の確定

リスクの運用管理において、考慮するのが望ましい外部及び内部の要因を理解し、リスクマネジメント方針に従って進め方や手順、適用範囲及びリスク基準※1を設定します。

5.4 リスクアセスメント

リスク特定、リスク分析、リスク評価のプロセス全体を指します。具体的には以下のようなことを実践していきます。

5.4.1 リスク特定：リスクを発見、認識及び記述するプロセス

5.4.2 リスク分析：リスクの性質を理解し、リスクレベル※2を決定するプロセス

5.4.3 リスク評価：リスクの大きさが受容(許容)可能かを判断し、リスク対策の優先順位や方向性を把握するために、リスク分析の結果をリスク基準と比較するプロセス

5.5 リスク対応

リスク対策(リスクコントロールやリスクファイナンス)を通してリスクの影響を修正すること。

5.6 モニタリング及びレビュー

モニタリングを通してリスクマネジメント活動の実施状況を把握し、レビューを通してその活動の効果を把握します。この結果に基づいて適切に改善を行うことでPDCAを回し有効性を高めていきます。

※1リスク基準：リスクの重大性を評価するための目安(基準)

※2リスクレベル：結果と起こりやすさとの組合せとして表されるリスクまたは組み合わさったリスクの大きさ。

2 リスクマネジメントプロセスの特徴

ISO31000では、リスクアセスメントからスタートして対策を検討し、対策結果の検証・改善を行うという従来のシンプルなPDCAサイクルに加えて、プロセスの全てのステップにおいて行う「コミュニケーション及び協議(5.2)」とリスクアセスメントに入る前に実施する「組織の状況の確定(5.3)」が追加されています。以下にISO31000で新たに2つのステップが加えられた理由について説明します。

①コミュニケーション及び協議(5.2)

プロセスの最初に、全てのステップにおいて「コミュニケーション及び協議」を行う理由は大きく「リスク認識の多様性」と「ステークホルダの考慮」の2点と考えられます。リスクマネジメントには100%の答えがある訳でもなく、法的にどこまでのリスクを想定して、どれだけの対策をするかが決まっている訳でもありません。あくまでも各組織の規模・特性に応じて自分で決断し、理念や将来ビジョンの達成のために進めて行くべきものです。しかし、組織を取巻くステークホルダのリスク認識には大きなギャップがあることが多く、全社的に納得感を持ってリスクマネジメントを進めて行くためには、協議が必要不可欠なプロセスとなってきます。また、リスクマネジメントはステークホルダの期待値に応えるために行う活動でもあり、適切なステークホルダとのコミュニケーションに基づかないリスクマネジメント活動は単なる自己満足に陥る可能性があるからです。

②組織の状況の確定(5.3)

組織の状況の確定では、「外部(内部)状況の確定」「リスクマネジメントプロセスの状況の確定」「リスク基準の決定」の3つのことを行います。これらによって組織内外の環境の理解とリスクマネジメントの必要性の認識が進み、リスクアセスメントが容易になります。また、ステークホルダのリスク認識の多様性がある中で全社的な取組みを実施していくには、目的を共有し、リスクの定義やリスク基準及びリスクアセスメント手法などについて協議を行い、統一した基準と方法論の中で進めて行く必要があるからです。

3 保険代理店の役割

リスクマネジメントプロセスを全社的に進めていくためには、幅広いリスクに関する知識と経験が必要であり、リスクマネジメントの専門部署やリスクマネージャー等の専門的な人材を持たない中小企業には非常に困難な取組みであると考えられます。これからの保険代理店は地域及び中小企業のリスクマネージャーとしてお客様のリスクマネジメントへの取組みの支援を外部から行う「外部リスクマネージャー」であるべきでしょう。

そう考えると、このリスクマネジメントプロセスの実践を支援し、コーディネーターとしてリスクマネジメントのPDCAサイクルを回すための支援を行うことが新たな付加価値に繋がり、それによって保険提案の品質もお客様の保険活用の有効性も大きく改善できると考えられます。

相続税の申告書で誤りやすい事例集

国税庁、ホームページ上に掲載

14事例中、4つが保険関連

国税庁は、このほど、ホームページ上に「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」を掲載した。相続税申告書を作成するに当たって、誤りやすい項目について事例形式で紹介している。事例は、「被相続人の兄弟姉妹が相続した場合(2割加算)」「被相続人と養子縁組を行った孫がいる場合(基礎控除)」など14あり、そのうち4つが保険関連となっている。今回はこの保険関連の4事例を紹介する。

●生命保険金とともに払戻しを受ける前納保険料(みなし相続財産) [申告書第9表・第11表関係]

私は、夫の死亡を保険事故として、平成27年7月10日に△△生命から死亡保険金1,400万円を受け取りました。また、当該保険契約について、夫が支払った前納保険料150万円を併せて受け取りました。

■誤■第9表の生命保険の受取金額に1,400万円と記入しました。また、前納保険料の払戻金額(150万円)は保険金ではないことから、第9表に記入した受取金額1,400万円には含めず、第11表に記入しました。

□正□みなし相続財産とされる保険金には、保険金とともに払戻しを受ける前納保険料も含まれるので、第9表の受取金額には前納保険料を加算した金額(1,550万円)を記入します。

・受取金額1,400万円+前納保険料の払戻金150万円=1,550万円

●保険事故が発生していない生命保険契約(本来の相続財

産：契約者が被相続人) [申告書第11表関係]

私は、父の死亡保険金として、△△生命から2,500万円を受け取りました。このほか、△△生命の間には、父が契約者で保険料を負担し、私を被保険者とする生命保険契約があります。

なお、この生命保険契約については、私が契約者の地位を引き継いでおり、また、相続開始の時に、その契約を解約するとして支払われることとなる解約返戻金相当額は450万円となっています。

■誤■第9表に支払を受けた保険金2,500万円を記入しました。なお、父が契約者で保険料を負担し、私を被保険者とする生命保険契約については、その契約に係る保険金は受け取っておらず、相続税の課税対象とはならないと考え、第9表及び第11表には記入しませんでした。

□正□相続開始の時に、保険事故(被保険者の死亡など)が発生していない生命保険契約であっても、被相続人(父)が契約者で、かつ、保険料を負担している場合には、第11表に被相続人の本来の相続財産である「生命保険契約に関する権利」として解約返戻金相当額を記入します。

●保険事故が発生していない生命保険契約(みなし相続財産：契約者が相続人) [申告書第11表関係]

私は、父の死亡保険金として、△△生命から3,000万円を受け取りました。このほか、△△生命の間には、私を保険契約者・被保険者とする生命保険契約について、父が生前、保険料を負担していたものがあります。

なお、この生命保険契約については、相続開始の時に

て、その契約を解約するとして支払われる解約返戻金相当額は450万円となっています。

■誤■第9表に支払を受けた保険金3,000万円を記入しました。なお、父が保険料を負担し、私を保険契約者・被保険者とする生命保険契約については、その保険契約に係る保険金は受け取っておらず、相続税の課税対象とはならないと考え、第9表及び第11表には記入しませんでした。

□正□被相続人(父)が保険料を負担し、かつ、被相続人以外の人(あなた)が保険契約者であるものがある場合には、その生命保険の契約者が相続または遺贈により「生命保険契約に関する権利」を取得したものとみなされます(みなし相続財産)。

したがって、第11表に「生命保険契約に関する権利」として解約返戻金相当額を記入します。

●団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローン [申告書第13表関係]

私は、夫の死亡に伴い、夫の財産(土地・建物)を相続しました。自宅である土地・建物は5年前に購入したもので、住宅ローンの残高は相続開始日現在で800万円ありました。なお、住宅ローンの残高は、団体信用生命保険契約により、後日、返済が免除されました。

■誤■第13表の「債務の明細」に、相続開始日現在の住宅ローン残高800万円を記入しました。

□正□団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローンは、相続人が支払う必要のない債務ですので、第13表には記入しません。

知ってトクする -840-

税務情報

